

令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和8年2月19日(木) 13時30分から14時30分まで

2 場 所 浜田市役所 4階 講堂ABC

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

11名

(2) 欠席者

6名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

〔健康福祉部保険年金課〕

保険年金課長、国保係長、
国保係専門企画員

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康医療対策課長、健康増進担当課長、

〔市民生活部税務課〕

税務課長、収納係長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、

5 議題

(1) 報告事項

報告第1号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計決算について

報告第2号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

報告第3号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

(2) 協議事項

諮問第1号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案について

諮問第2号 令和8年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

6 会議録

【令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、保険年金課長と申します。どうぞよろしく願いいたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に皆様にお送りしている資料が3点ございます。議案、参考資料、「令和7年度版 統計でみる島根の国保」となります。お手元にお持ちでない場合は、事務局からお配りしますので、お知らせください。皆様、お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方の出席状況について報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますので、ご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただいている委員は、5名で、全委員17名中11名のご出席でございます。

議案の左側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医薬、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、次第2番の市長挨拶でございます。本日、市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶申し上げます。

事務局

失礼いたします。先ほどありましたように、市長が他の公務で出かけておりますので、私の方でご挨拶申し上げます。

令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶

令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。新たな任期での就任となり、今後約3年間お世話になりますが、よろしく願いいたします。

さて、国民健康保険をはじめとした、医療保険制度を取り巻く状況といたしましては、高齢化の進展や医療の高度化により1人当たりの医療費が増加傾向となっております。

そのため、年齢にかかわらず応能負担に基づく制度の在り方が検討されており、来年度

は、子ども・子育て支援金制度の創設や高額療養費の自己負担限度額の見直しなど、大きな改正が見込まれているところです。

本日の運営協議会におきましては、令和8年3月浜田市議会に上程を予定しております令和7年度補正予算と令和8年度当初予算について、皆様に忌憚のないご意見を伺いたいと考えております。

内容につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月19日

浜田市長 三浦 大紀

代読

事務局

本日はよろしくお願いたします。大変恐縮でございますが、私の方も他公務がございまして、ここで退席させていただきます。

事務局

それでは、本日の運営協議会は昨年11月の委員改選後初めての会議でございますので、勝手ではございますが、被保険者代表の委員から座席順に自己紹介をお願いしたいと思います。

(以下、座席順に自己紹介)

事務局

委員の皆様、ありがとうございます。続きまして、事務局の方も自己紹介させていただきます。まずは健康福祉部です。

(以下、健康福祉部、市民生活部、支所の順に自己紹介)

続きまして、3番目の会長及び会長代理選出でございます。

会長、会長代理の選出につきましては、国民健康保険法施行令第4条の規定により、公益代表委員から選出されることになっております。選出方法は恒例によりまして、公益代表委員による互選を行い、その後に委員の皆様方の承認を得る形をとらせていただきたいと思います。このようにさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(「はい。」の声)

事務局

それでは、公益代表委員の皆様は、これから私が別室にご案内いたします。

会場に残られる委員の皆様は、しばらくこの場でご休憩いただきますようお願い申し上げます。

公益代表委員の皆様、こちらへどうぞ。

【5階 議会第三委員会室に案内】

【会場の別室にて協議のため暫時休憩】

【協議終了により再開】

事務局

大変お待たせいたしました。それでは、ただいまの協議結果について、ご報告申し上げます。会長に委員、会長代理に委員ということになりました。

この件につきまして、委員の皆様方の承認を頂戴したいと存じます。承認される方は拍手をいただけますでしょうか。

各委員

(拍手による承認)

事務局

ありがとうございます。それでは、会長様には会長席へ移動していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【会長移動】

それでは、会長様、会長代理様には一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いたいします。

会長

はい。ただいま会長の推薦をいただきました。引き続きの会長ですけども、この会が充実した会になりますよう、また、皆様方の、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

各委員

(拍手)

委員（会長代理）

会長代理の推薦を受けました。3年間よろしくお願いいたします。

各委員

(拍手)

事務局

ありがとうございました。それでは、次第5番目、市長諮問でございます。

議案の3ページに諮問書がございます。

今回の諮問事項につきましては、

「令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」と、「令和8年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、次第 6 番目、議事録署名委員の指名でございますが、ここからの進行につきましては、中島会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

議事録署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。

被保険者代表から、岡本瑞恵委員。医薬代表から、梶原光史委員。

お二人にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議題に入らせていただきます。

令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計決算、令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼します。国保係長です。よろしくお願いいたします。

それでは、失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

まず始めに議案の 5 ページ、6 ページをご覧ください。報告第 1 号です。

令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計決算をご報告いたします。

前年度の決算につきましては、昨年 5 月に開催しました第 1 回の運営協議会にて 4 月末時点の見込額をご報告いたしました。こちらには、事業勘定と直診勘定の決算確定額を掲載しております。

5 ページの事業勘定につきましては、一番下の段の収支差引額は 321 万 4,036 円となりました。

続きまして、議案の 7 ページをご覧ください。令和 7 年 9 月議会に上程し、可決いただいた報告第 2 号、令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご報告いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,982 万 1 千円を増額し、総額 57 億 8,136 万 9 千円としたものです。

主な補正項目は、令和 6 年度保険給付費等の確定に伴う調整、令和 6 年度決算剰余金の積立、令和 7 年度事業費納付金の決定に伴う調整です。

なお、直診勘定につきましては、第 1 号補正はございませんでした。

続きまして、議案の 8 ページをご覧ください。令和 7 年 12 月議会に上程し、可決いただいた報告第 3 号、令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご報告いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,110 万 5 千円を増額し、総額 57 億 9,247 万 4 千円としたものです。

主な補正項目は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整です。

続きまして議案の 9 ページをご覧ください。

直診勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 720 万 7 千円を増額し、総額 3 億 274 万 1 千円としたものです。

こちらも内容は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整です。

なお、補正予算につきましては昨年の 9 月議会及び 12 月議会にて提案し、成立していることをご報告いたします。

会長

報告事項として、令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計決算と令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の説明がございました。ご質問、ご意見があればよろしくお願いたします。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

会長

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

各委員

(「はい。」の声)

会長

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、続いて協議事項へ移らせていただきます。

諮問第 1 号、令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案の 11 ページをご覧ください。令和 8 年 3 月議会に上程する予定の補正予算案です。

諮問第 1 号、令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案について、ご説明いたします。

事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,717 万 7 千円を減額し、総額 57 億 7,529 万 7 千円とするものです。

主な補正項目は、決算見込みによる不用額の調整、直営診療施設運営費の調整です。

以上が事業勘定の補正予算の概要です。

続きまして、直診勘定です。議案の 12 ページをご覧ください。

直診勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,287 万 9 千円を減額し、総額 2 億 8,986 万 2 千円とするものです。

主な補正項目は、決算見込みによる不用額の調整です。

以上が直診勘定の補正予算の概要です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

諮問第 1 号につきまして、補正予算案の説明がございました。ご質問、ご意見があればよろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

委員

広域代表旭と申します。保健事業のところで不用額が出ています。今、非常に保健事業は注目を浴びているところですが、参加者が少なかったのでしょうか、それとも事業ができな

かったのでしょうか。

会長

事務局お願いします。

事務局

保健事業につきましては、特定健診や人間ドック、脳ドックなどを主に実施しています。できるだけ多くの方に受けていただくために、予算が足りないということができるだけ無いようにということで、受診率も多めに見積もって予算はやや多めに取っているところではあります。ただですね、最近、ドックを受診される方が減っておりまして、私どもも、どうしてだろうかということで分析をしています。理由として考えているのが、皆さん年齢の高い方が増えていらっしゃるって、後期の方に移行されて、全体として被保険者数が減る中で、健康に意識が高い方が相対的に国保の中で占める割合が減っていることが1つかなと考えております。それともう1つは、近年の物価高騰で、やはり家計の圧迫を心配されてですね、ドックにつきましては、自己負担がございまして、毎年の受診を控えていらっしゃる方が、いらっしゃるのではないかとというふうに懸念をしております。引き続きしっかり勧奨をして参りたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員

今のお話で保健事業のところで、保健衛生普及費というのが減額になっていまして、これは例えば保健指導なのか、人間ドックなのかどちらなのかなと思います。また Web での指導や普及のための取組みを参考にしたいと思います。

事務局

保健衛生普及費は人間ドック、脳ドックの予算となります。先ほど申し上げた通り、最近受診を希望される方が減っている中で、試行錯誤はしているところです。特定健診、特定保健指導につきましては、新しい試み、AIを使った、ナッジ理論によるはがきを作成して勧奨しているところなんですけれども、ドックの方はですね、今のところ、新たな取組みというのは実施しておりません。今後、どのようなものが有効であるかということ、他市の状況等も確認しながら、模索していきたいとは考えています。

委員

保健指導ではないということでしょうか。

事務局

はい。特定保健指導は特定健康診査等事業費の方に含まれておりますので、保健衛生普及費はドックに関する費用となります。

会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、諮問第 1 号、令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案につきましては、提案どおり決定をいたします。よろしいでしょうか。

各委員

（「はい。」の声）

会長

はい。それでは、続いて諮問第 2 号、令和 8 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案の 13 ページをご覧ください。令和 8 年 3 月議会に上程する予定の当初予算案です。

諮問第 2 号、令和 8 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、ご説明いたします。

事業勘定の令和 8 年度歳入歳出予算はそれぞれ総額 56 億 1,525 万 6 千円を計上しています。続いて 14 ページをご覧ください。直営診療施設勘定の令和 8 年度歳入歳出予算はそれぞれ総額 3 億 391 万 6 千円を計上しています。

次に 15 ページをご覧ください。令和 8 年度当初予算の編成概要を掲載しています。

次に 16 ページをご覧ください。事業勘定の概要となります。

令和 7 年度当初予算と比較して 1 億 2,629 万 2 千円減額となった主な要因は、歳出における保険給付費が減額となったことです。

続きまして、17 ページをご覧ください。歳入について主なところをご説明いたします。

国民健康保険料は 7 億 9,282 万 2 千円で、昨年度と比較して 1,763 万 4 千円の増額としています。なお、令和 8 年度の保険料率は、令和 8 年 5 月に開催する浜田市国民健康保険運営協議会への諮問・答申を経て決定いたします。

次に議案 18 ページをご覧ください。

県支出金は、普通交付金と特別交付金の 2 つで構成されています。普通交付金は、保険給付費の全額が交付されるもので、特別交付金は、市町村の特別事情や実績に応じて交付されるものです。令和 8 年度は、被保険者数の減少により、減額になると見込んでいます。

次に 19 ページをご覧ください。

繰入金は、国民健康保険制度の運営に関する経費に充てるための財源を、一般会計又は国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものです。令和 8 年度は、システム更改に係る経費が減額となることを主な理由として減額としています。

次に 20 ページをご覧ください。歳出につきましても主なところをご説明いたします。

総務費は、国民健康保険事業を円滑に運営するための管理や総合的な事務事業にかかる経費となります。先ほど申し上げましたとおり、システム更改が一段落したことなどから、減額としています。

下の保険給付費は、病気やけが、出産および死亡した場合などに支給される給付となります。医療の高度化などにより、1 人当たりの医療費が増加傾向にありますが、被保険者数の減少等も見込んで、前年度当初予算と比較して 1 億 299 万 6 千円の減額としています。

保険給付費につきましては、1 人あたりの医療費の資料として、「統計でみる島根の国保」

の9ページをご覧ください。9ページの令和6年度の実績において、浜田市は県内で19市町村中、上から4番目に高い数値となっております。また、参考資料の15ページをご覧ください。こちらは、令和7年度上半期の一人あたり医療費の速報値であり、県内で7番目に高い状況でございます。

次に議案の21ページをご覧ください。

国保事業費納付金は、令和7年11月に、島根県から仮算定による事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上しております。令和8年1月下旬に島根県から本算定による事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができないため、令和8年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

本算定による事業費納付金につきましては、参考資料の16ページをご覧ください。

前年度の本算定との比較では、医療分及び後期分が減額となり、全体の合計額も減額となっておりますが、1人当たりの事業費納付金見込額はいずれも増額となっております。

ここで、事業費納付金とはどのようなものかご説明いたします。

事業費納付金とは、県全体の保険給付費等を賄うために必要な額について、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて配分された額を市町村が県に納付するものです。

各市町村では、事業費納付金を納付するために保険料率を設定し、保険料を賦課・徴収します。

事業費納付金のうち、医療分は医療費に充てられるもので、すべての被保険者が賦課対象となります。

後期分は75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の支援に充てられるもので、すべての被保険者が賦課対象となります。

介護分は介護保険の費用に充てられるもので、介護保険第2号被保険者に該当する40歳から64歳までの被保険者が賦課対象となります。

令和8年度に創設となる子ども分は少子化対策のための財源となるもので、すべての被保険者が賦課対象となりますが、18歳以下の高校生年代までの子どもについては、均等割額は10割軽減となります。

続きまして、次ページをご覧ください。事業費納付金と保険料の関係についての大きな説明となります。

事業費納付金や保健事業等の実施に必要な費用について、交付金等の収入では不足する額を保険料として徴収します。必要な保険料収入を確保するため、収納率を考慮した上で保険料率を設定し、保険料を賦課します。

今回示された事業費納付金に基づき、令和8年4月以降、保険料率を算定し、5月の国保運営協議会での諮問・答申を経て、保険料率を決定いたします。

次に、標準保険料率の状況です。県が示した標準保険料率は、応能割である所得割が引下げ、応益割である均等割及び平等割が引上げとなっております。

なお、令和7年度の実際の保険料率は、基金の投入により、標準保険料率を下回っております。

それでは、議案の21ページに戻ります。下の保健事業につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る事業費、脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品利用促進などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しています。

各事業のうち、特定健診・特定保健指導につきましては、平成30年度から健診の自己負担を無料としており、令和8年度も引き続き無料とする予定です。

保健衛生普及費につきましては、脳ドック・人間ドックに係る助成を、引き続き実施する

予定です。

医療費適正化事業につきましては、昨年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業として、医療機関とも協力しながら、対象となる方に対しての指導を進めてまいります。

島根県の栄養士会といった地元の団体の協力をいただきつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取組みを続けます。

次に、22 ページをご覧ください。事業勘定の主な歳入歳出につきまして円グラフを載せています。

以上が、事業勘定の概要となります。

事務局

失礼します。健康医療対策課長です。よろしくお願いいたします。

それでは、失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

続きまして、直営診療施設勘定の概要についてご説明いたします。議案の 23 ページをご覧ください。

令和 8 年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ、総額 3 億 391 万 6 千円で、令和 7 年度の当初予算額と比較して、838 万 2 千円の増額となっております。増額となった主な要因は、歳出における総務費の増額によるものです。

歳入につきましては、診療収入および県支出金、繰入金を増額とし、市債は減額としております。診療収入は令和 6 年度及び令和 7 年度上期の実績から増を見込んでおります。県支出金につきましては、医療機器の更新に伴う補助金は減少しておりますが、電子カルテ更新に伴うまめネットとの接続を県補助金にて予定していることから増額となっております。市債の減につきましては、令和 7 年度にあさひ診療所のエアコンを修繕した際に過疎債を利用しましたが、令和 8 年度は起債を利用するような工事がないための皆減としております。

歳出につきましては、総務費を増額、医業費を減額としております。

続きまして、右の 24 ページをご覧ください。歳入、歳出について主なところをご説明いたします。始めに、歳入の診療収入につきまして、外来収入は、令和 6 年度及び令和 7 年度上期の実績をもとに介護報酬収入以外は減額としております。その他の診療収入につきましては、これまで生活習慣病で定期受診されていた後期高齢者は特定検診の対象外でしたが、令和 6 年度から受診可能となったこと、令和 7 年度から帯状疱疹の予防接種が開始されたことから増額としております。

次に、主な歳出の内訳です。総務費の職員給与費は、給与改定を加味して増額としております。

施設管理事務費につきまして、医師不足を補うため、代診医にかかる報償費を増額しております。会計年度任用職員報酬等については医師になって 3 年目から 5 年目で専門研修プログラムを受けている専攻医の受け入れ見込みがないことからその費用を皆減とし、代診医費用に振替しております。

医業費につきましては、医薬衛生材料費において、コロナウイルスワクチン購入経費を実績により減額としております。また、医療用機械器具費につきましては、高額医療機器の更新を控えていることから減額となっております。

診療所の運営につきましては、今後も定期的に診療所運営会議などを開催し、関係機関と連携しながら、安全で安心な医療が提供できるよう努めてまいります。

直営診療施設勘定の概要についての説明は、以上でございます。

会長

はい。事務局の説明が終わりました。それでは、諮問第2号 令和8年度当初予算につきまして、質疑、ご意見を伺います。

はい、どうぞ。

委員

浜田市医師会と申します。いつもお世話になっております。私、医師国保の役員をしまして、保険給付が予算を毎年毎年上回っているという現状で、特に高額医療費がすごく足枷になっているような現状で、保険料の見直しを毎年している状況です。今回保険給付費を減額と見込まれているんですけども、この根拠をお願いします。

会長

事務局をお願いします。

事務局

委員ご指摘のとおり、保険給付費は総額としては減額しておりますが、1人当たりとしては増額をしております。被保険者数の減少幅の方が大きいからです。

会長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

次の意見が出る前に、会長の私が質問して申し訳ないんですが、参考資料の17ページに、標準保険料率の状況、試算がされています。これに基金を入れれば変わるということなんですけれども、方針として次回の運営協議会で諮問されるんでしょうけれども、考え方としてはどのようなお考えでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり、浜田市国民健康保険財政調整基金がございまして、これまでもありましたが、今年度も、基金投入により保険料率を抑えている状況です。現在の社会情勢の中で、なかなか医療費というのは下がるという見込みは立っていない中で、保険料というのは、医療費を賄うために徴収するというのが原則となっておりますから、なかなかそれを維持するだけでも難しい中で、今後、また皆さんと相談しながら、できるだけ被保険者さんの負担を大きくしない範囲でありながらも、いろいろと検討していかなければならない段階に入っているとは感じているところです。

会長

わかりました。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい、どうぞ。

委員

直営診療所のことについてお伺いします。診療報酬で、医師の処遇加算と申しますか、要するに、職員の方々の給与を診療報酬で底上げするという制度があつて、国保会計でも、職員給与費が増額するとなっておりますが、その辺りの導入は、直営診療所は行われておられま

すか。

会長

事務局をお願いします。

事務局

国保診療所につきましては、浜田市の給与改定とか会計年度職員の給与改定を踏まえての給与の設定となっておりますので、こちらの診療報酬のベース加算とはまた考え方が違いまして、人事院勧告の改定によって反映するような形で、給与等は決まってきておりますので、導入はしておりません。

会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、料率改定は今回のこの会議に出てくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。諮問第2号、令和8年度国民健康保険特別会計当初予算案につきまして、提案どおり決定をいたします。よろしいでしょうか。

各委員

(「はい。」の声)

会長

次にその他事項について、事務局からお願いします。

事務局

失礼します。国保係専門企画員です。議案の26ページをご覧ください。

その他事項として、令和8年度に予定されている国の制度改正に伴う市の条例改正について情報提供いたします。

まず1点目の、国民健康保険料に「子ども分」を新設というところですが、これは先ほどの予算のところでも、概要を説明させていただきましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続きまして2点目、保険料賦課限度額の引上げが行われます。来年度は医療分が1万円引上げとなり、新たに創設となる子ども分3万円と合わせて113万円が賦課限度額となります。

続きまして、3点目は保険料軽減基準額の引上げです。国民健康保険料は、所得状況により1人あたりにかかる均等割と1世帯あたりにかかる平等割を軽減しています。その軽減区分のうち2割軽減及び5割軽減の対象となる所得基準額を表のとおり引き上げることで、軽減対象世帯を拡大します。なお、軽減によって保険料収入が減る部分については、保険基盤安定繰入金で財政支援されます。

以上の点を踏まえた条例改正を予定しています。なお、この改正は令和8年3月議会上程し、令和8年度分の保険料から適用します。

また、ここからは条例改正以外の事項となります。次ページをご覧ください。4点目、入院時食事代と療養病床居住費の自己負担額の引上げです。こちらは、国の法令改正により、令和8年6月分から引上げとなる予定です。所得区分別の引上げ幅は今後検討される見通し

ですが、食事代の総額を1食当たり40円引上げ、居住費の総額を1日当たり60円引上げとする案が提示されています。

最後に5点目、高額療養費の自己負担額の見直しです。こちらも国の法令改正により、令和8年8月診療分から見直しが予定されています。

高額療養費の見直し案は、昨年度も示され、凍結となっていました。このたびの案は、月単位の限度額は引上げとなっていますが、年間上限の導入などにより長期療養者や低所得者への負担を軽減するものとなっています。

制度改正については以上です。

会長

その他事項について事務局から説明をいただきました。ご質問等ございませんでしょうか。

会長

それでは、本日課せられました協議事項について、終了させていただくこととなります。

以上をもちまして、令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

事務局

会長ありがとうございました。

委員の皆様も活発にご協議いただきありがとうございました。

ここで1点事務連絡をさせていただきます。令和8年度第1回の運営協議会についてですが、まだ予定の段階ではありますが、5月14日木曜日の午後に予定しております。

引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

【令和7年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 14時30分 閉会】

会 長

議事録署名者

議事録署名者
